

平成30年5月15日

各位

三井住友信託銀行株式会社

貸付条件の変更等の実施状況（自主的開示）

貸付条件の変更等の実施状況について別表1～別表2の通りお知らせいたします。

なお、別表1～別表2は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づく2009年12月4日から2013年3月31日までの累計数値に、2013年4月以降の数値を累計したものです。

以上

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
[お客さまが中小企業者である場合]

(単位: 件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3,351	3,537	3,676	3,835	3,950	4,086	4,173	4,265	4,314	4,366	4,447	4,511	4,568	4,667
うち、実行に係る貸付債権の数	3,088	3,248	3,397	3,539	3,659	3,772	3,863	3,956	4,006	4,055	4,122	4,181	4,232	4,320
うち、謝絶に係る貸付債権の数	46	59	63	64	73	73	74	78	79	81	86	89	93	95
うち、審査中の貸付債権の数	68	58	34	43	23	41	32	17	11	10	9	5	2	3
うち、取下げに係る貸付債権の数	149	172	182	189	195	200	204	214	218	220	230	236	241	249

*平成30年3月末時点で、信託勘定に係る債権を以下の通り含みます。
申込1件、実行1件、謝絶0件、審査中0件、取下げ0件。
なお信託勘定に係る債権とは、他の金融機関等が流動化等を目的として弊社に信託した貸付債権のうち
弊社がお客さまから貸付条件の変更等の申込みを受け付けたもの等を指します。
受託者である当社は、信託契約の定めにより複数の信託関係者の判断に基づき対応しております。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
[お客さまが住宅資金借入者である場合]

(単位: 件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3,644	3,822	4,010	4,191	4,370	4,557	4,720	4,881	5,010	5,130	5,323	5,567	5,786	6,102
うち、実行に係る貸付債権の数	3,012	3,154	3,289	3,425	3,577	3,729	3,878	3,995	4,087	4,179	4,319	4,474	4,598	4,794
うち、謝絶に係る貸付債権の数	42	45	53	58	66	69	76	83	92	102	120	141	171	240
うち、審査中の貸付債権の数	88	80	76	91	82	84	69	73	69	56	50	49	67	45
うち、取下げに係る貸付債権の数	502	543	592	617	645	675	697	730	762	793	834	903	950	1,023

*平成30年3月末時点で、信託勘定に係る債権を以下の通り含みます。
申込510件、実行428件、謝絶18件、審査中0件、取下げ64件。
なお信託勘定に係る債権とは、流動化等を目的として弊社に信託した貸付債権のうち
弊社がお客さまから貸付条件の変更等の申込みを受け付けたもの等を指します。
受託者である当社は、信託契約の定めにより複数の信託関係者の判断に基づき対応しております。